

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2011年2月10日
【会社名】	本田技研工業株式会社
【英訳名】	HONDA MOTOR CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 伊 東 孝 紳
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役 事業管理本部長 北 條 陽 一
【本店の所在の場所】	東京都港区南青山二丁目1番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社の代表取締役社長である伊東孝紳および取締役事業管理本部長である北條陽一は、当社の2010年10月1日から2010年12月31日までの2010年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書の提出時点において、以下のとおり、当該四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき、すべての重要な点において適正であることを確認しております。

1. 私たちが知る限りにおいて、当該四半期報告書は、その提出時点で、重要な事実に関するいかなる虚偽の記載も含んでおりません。また、記載がなされた際の状況に照らし、重要な事実の記載の省略はありません。
2. 私たちが知る限りにおいて、当該四半期報告書の四半期連結財務諸表、ならびにその他の財務情報は、それらに記載されている時点および期間の、当社の財政状態、経営成績ならびにキャッシュ・フローのすべての重要な事項について、適正に表示しております。

私たちが、当該四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき、すべての重要な点において適正であるとした理由は、以下の事項を実施していることによります。

1. 当該四半期報告書の作成において、当社および当社連結子会社に関する重要な情報が確実に報告されるような開示に関する統制および手続きを、私たちの監督のもと、構築しています。
2. 当該四半期報告書における、財務報告の信頼性および米国で一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した外部報告目的の財務諸表の作成について合理的な保証を与えるような財務報告に係る内部統制を、私たちの監督のもと、構築しています。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。

以上